

ある条中の字句を改め、当該条を条移動する改正規定を施行期日等で引用する場合の特定について
(A条中「○○」を「△△」に改め、同条を第B条とする。)

（担当 駒井参事官）

一 議題

1 ある条中の字句を改め、当該条を条移動する改正規定（A条中「○○」を「△△」に改め、同条を第B条とする。）を施行期日等で引用する場合の特定については、主に次の三例が見受けられる。

(1) 「A条の改正規定」で字句改正も条移動も含まれるという整理

【最近の例】

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平三〇政二九四）
(土地改良法施行令の一部改正)

第一条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三条の二中「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改め、同条を第四条とする。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一条の九から第三条までの改正規定、同令第三条の二の改正規定（「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改める部分に限る。）、「（略）」の規定は、公布の日から施行する。

（※附則第一項全体版については（参考一の1）（二三ページ）参照）

(2) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定」と一塊の規定とする整理

【最近の例】

戸籍法の一部を改正する法律（令元法一七）

(略)

第一百三十四条中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は第一百二十条の六第一項の規定による閲覧をし、若しくは同条の規定による証明書の交付を受けた者」を加え、同条を第一百三十六条とする。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

五～九 (略)～、第一百三十四条を改め、同条を第百三十六条とする改正規定（第一百三十四条を改める部分に限る。）及び（略）～の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(※附則第一条第五号全体版は（参考一の2（二四ページ）参照）

(3) 「A条の改正規定」及び「A条をB条とする改正規定」とそれぞれを別に扱う整理

【最近の例】

卸売市場法施行令の一部を改正する政令（令元政五五）

附 則

1 (略)

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、卸売市場法施行令第一条の改正規定中～ (略)～及び同令第八条を同令第二条とす

る改正規定中「第二条」を「第三条」に改める。

(参考)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平三〇政二九三）

(卸売市場法施行令の一部改正)

第一条 卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

(略)

第八条第一項中「第四十八条第一項」を「第十二条第二項」に、「で同一」を「(同一)」に、「もの」を「ものであつて、」に、「加入する」を「加入しない」に改め、「以外のもの」を削り、同項ただし書中「又は中央卸売市場における卸売の業務」を削り、同条第三項中「第四十八条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第二条とする。

(略)

2 上記一の三例を踏まえ、以下の場合における適当な規定ぶりについて検証したい。

(1) A条中の字句改正とA条の条移動がともにある場合であつて、字句改正部分のみ指す場合（例えば、附則の施行期日を定める規定において、A条の字句改正は1年以内施行とし、条移動については2年以内施行とするなど施行期日が分かれる場合）には、次のいずれかの規定を用いることが適当と考えられるか。

(例の一) 「A条の改正規定」（具体的な例：参考1）

(例の二) 「A条の改正規定（A条を改める部分に限る。）」（具体的な例：一の1、参考2（九ページ））

(例の三) 「A条の改正規定（同条をB条とする部分を除く。）」（具体的な例：参考3（一〇ページ））

(例の四) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定（A条を改める部分に限る。）」

（具体的な例：一の2）

(2) A条中の字句改正とA条の条移動がともにある場合であつて、条移動のみ指す場合には、次のいずれかの規定を用いることが適當と考えられるか。

(例の一) 「A条の改正規定（A条を改める部分を除く。）」（類例：一の1）

(例の二) 「A条の改正規定（同条をB条とする部分に限る。）」（類例：参考3（一〇ページ））

(例の三) 「A条をB条とする改正規定」（具体的な例：一の3、参考4（一五ページ））

(例の四) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定（A条を改める部分を除く。）」（類例：一の2）

(3) A条中の字句改正とA条の条移動がともにある場合であつて、字句改正、条移動の双方とも指す場合には、次のいずれかの規定を用いることが適當と考えられるか。

(例の一) 「A条の改正規定」

(例の二) 「A条の改正規定及び同条をB条とする改正規定」（具体的な例：参考4（一五ページ））

(例の三) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定」（具体的な例：参考5（一九ページ））

二 参考資料

(参考1)

○「A条の改正規定」として、A条中の字句改正のみを指している例

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

(平三一政一〇六)

(略)

第十五条の二第二項中「法第十三条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「同条第三項中」の下に「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、「を加え、「年月日」を「同項第五号中「法第四十一条第十項」」に、「年月日並びにその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「震災特例法」に、「に規定する個人であること」を「と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同項第六号中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と、「同条の」とあるのは「法第四十一条の」と、「同条第十五項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」に、「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第十五条の二第一項」を「第十五条の二第四項第一号」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五項」とし、同条第一項の次に次の三項を加える

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定（「同条第二項」を「同条第三十一項」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める部分を除く。）及び第十五条の二第二項の改正規定（「法第十三条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「同条第三項中」の下に「[同条第十三項又は第十六項の規定により同条]とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、」を加える部分及び「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第十五条の二第一項」を「第十五条の二第四項第一号」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第三条第一項及び第二項並びに第四条第一項の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

(略)

(注) Super法令Webの改正履歴を確認すると、第十五条の二第二項を同条第五項とする改正規定については、第一条本文に基づき平成三十一年四月一日施行とされており、「第十五条の二第二項の改正規定」には、項移動は含まれていないという整理になつていて考えられる。

(参考2)

○「A条の改正規定（A条を改める部分に限る。）」として、A条中の字句改正のみを指している例

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令元政三二）

（略）

第二条第一項中第五十号の七を第五十号の八とし、第五十号の四から第五十条の六までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十号の三中「製剤」の下に「。ただし、二-(ジメチルアミノ)エチル-メタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第五十号の四とし、同項第五十号の二の次に次の二号を加える。

（略）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二-(ジメチルアミノ)エチル-メタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

(参考3-1)

○「A条の改正規定（同条をB条とする部分を除く。）」として、A条中の字句改正のみを指している例

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

（平一六法八八）

（社債等の振替に関する法律の一部改正）

第一条　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第一百二十八条の見出しを「（加入者等による振替口座簿に記載され、又は記録されている事項についての請求）」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は当該事項に係る情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること」を、「ついても」の下に「、正当な理由があるときは」を加え、第七章中同条を第二百九十九条とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を

削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第百十五条规定とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十三条、第二百六十一条第一項（同項において準用する第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十二条、第二百六十八条第一項（同項において準用する第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）並びに第二百六十九条に係る部分に限る。）並びに同法附則第十九条の表の改正規定（「第百十一条第一項」を「第一百十一条」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の改正規定（「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。）、第二条の規定、第三条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第一百九条の規定、附則第一百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五条）第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第二百二十二条までの規定、附則第一百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第一百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十

一第七項の改正規定、附則第百二十五条の規定並びに附則第百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(参考3-2)

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇政一三五）

（消費税法施行令の一部改正）

第一条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十八条第一項第二号中「第十八条の四」を「第十八条の五」に改め、「次項第一号ハ及び」を削り、同条第二項第一号中「この項及び第八項」を「この条及び第十八条の四第一項」に改め、同号イ中「第六項」を「第五項」に、「提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、当該旅券等と当該書類との間に割印を受ける」を「提示する」に改め、同号ロ中「当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類」を「その所持する旅券等に記載された情報」に、「提出する」を「提供する」に改め、同号ハを削り、同項第二号中「に掲げる要件及び次」を「及び口」に、「満たして」を「満たし、かつ、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によつて包装された」に改め、同号イ及び口を削り、同項第三号イ中「その所持する旅券等を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提示する」を「第一号イ及び口に掲げる要件の全てを満たす」に改め、同項第五号中「第二号口に掲げる要件を満たして」を「第二号に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によつて包装された」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合における第一項第二号及び第二項の規定の適用については、当該資産を消耗品としてこれら」を「輸出物品販売場を経営する事業者が次に掲げ

る資産を譲渡する場合には、当該資産を消耗品として前二項、第十二項及び第十三項並びに第十八条の三第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合における当該資産

二 前項第二号に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法により包装した一般物品（前号に掲げる資産を除く。）

第十八条第五項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項第四号又は第五号の規定による書類の提出は、これらの規定に規定する輸出する旨を誓約する電磁的記録（法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。第六項及び第十四項において同じ。）（当該書類の記載事項を記録したものに限る。）の提供によつてすることができる。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消費税法施行令第十八条第五項の改正規定（同項を同条第三項とする部分を除く。）及び附則第三条の規定 平成三十年七月一日

(参考4-1)

- 「A条の改正規定」及び「同条をB条とする改正規定」と、A条中の字句改正とA条の条移動をそれぞれ別の改正規定として指している例

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平二三法一六）

（略）

第六十六条中「前三条」を「第六十三条から前条まで」に改め、同条を第六十七条とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 目次の改正規定（「第十二条の四」を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分及び「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改める部分を除く。）、第五条第四項の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第十二条の三の改正規定、第十二条の四の改正規定、第二章中同条を第十二条の六とし、第十二条の三の次に二条を加える改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の改正規定、第二十八条の改正規定、第四章の章名

の改正規定、同章中第四十六条の次に三条を加える改正規定、第六十三条に一号を加える改正規定、第六十四条の改正規定、第六十六条の改正規定、同条を第六十七条とする改正規定、第六十五条の改正規定（第二十八条の二第一項に係る部分を除く。）、第六十五条を第六十六条とし、第六十四条の次に一条を加える改正規定、本則に二条を加える改正規定、第六章を第七章とする改正規定、第五十一条の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十六条の改正規定、第六十一条の改正規定及び第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び附則第十九条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(参考4-2)

所得税法等の一部を改正する法律（平成三一法六）

（所得税法の一部改正）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二百三条の四中「前条」を「第二百三条の三（徴収税額）」に改め、同条第二号中「公的年金等の定義」を「雑所得」に、「とき。」を「とき」に改め、同条を二百三条の五とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五 （略）

六 次に掲げる規定 平成三十二年一月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第八十三条の二第二項の改正規定、同法第八十五条第二項の改正規定、同法第一百二十一条第三項の改正規定、同法第一百七十六条第三項の改正規定、同法第一百八十条の二第三項の改正規定、同法第一百八十六条の次に一条を加える改正規定、同法第一百八十七条の改正規定、同法第一百九十条第二号二の改正規定、同法第一百九十八条第二項の改正規定、同法第二百三

条の三の改正規定、同法第二百三条の六（見出しを含む。）の改正規定、同法第四編第三章の二中同条を第二百三条の七とする改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同条を同法第二百三条の六とする改正規定、同法第二百三条の四の改正規定、同条を同法第二百三条の五とする改正規定、同法第二百三条の三の次に一条を加える改正規定、同法別表第二の備考の改正規定、同法別表第三の備考の改正規定及び同法別表第四の備考(一)(2)の改正規定並びに附則第五条及び第九条から第十一条までの規定

口・ハ (略)
七〇十七 (略)

(参考5-1)

- 「A条を改め、同条をB条とする改正規定」として、A条中の字句改正とA条の条移動をともに指している例

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平二八政三六〇）
(略)

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第二条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

(略)

第一条中地方税法施行令附則第三十四条を改め、同条を同令附則第三十五条とする改正規定及び同令附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定を削る。

(略)

(※参考)

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平二八政一三三）

(地方税法施行令の一部改正)

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第三十四条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項第一号及び第二項第一号中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第一号中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第七項第一号及び第八項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第九項中「附則第三十二条第一項」を「附則第三十四条第一項」に改め、同条第十項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第三十五条とする。

(参考5-2)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（令元政二六）

(略)

(住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

(略)

第一条のうち、住民基本台帳法施行令第三十条の三十一を改め、同条を同令第三十条の二十一とする改
正規定中「中「に読み替えるもの」を削り、同条」を削り、同令第四章の二を同令第五章とし、同章の次
に一章を加える改正規定のうち第三十条の十四に係る部分に次のように加える。

(略)

(※参考)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平三一政一五二）

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十条の三十一中「に読み替えるもの」を削り、同条を第三十条の二十一とする。

（略）

(参考一の1)

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平三〇政二九四）

(略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一条の九から第三条までの改正規定、同令第三条の二の改正規定（「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改める部分に限る。）、第四十八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同令第四十八条の四の二の改正規定（「第三条の二」を「第四条」に改める部分を除く。）、同令第四十八条の五、第四十八条の六及び第四十八条の九から第五十条までの改正規定、同令第五十条の二の十一の次に一条を加える改正規定、同令第五十二条、第五十二条の二第四項及び第五十三条第二項の改正規定、同令第五十三条の十三を同令第五十三条の十五とし、同令第五十三条の十二の二を同令第五十三条の十四とし、同令第五十三条の十二の次に一条を加える改正規定、同令第七十二条第一項第一号、第七十二条の二、第七十二条の三、第七十二条の六、第七十三条及び第七十八条第一項第一号から第四号までの改正規定並びに同令附則第二条及び第三条の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(参考一の2)

戸籍法の一部を改正する法律（令元法一七）

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

五 第百二十条の次に七条を加える改正規定、第百二十四条の改正規定（「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第百二十八条から第百三十条までの改正規定、第百三十七条を改め、同条を第百三十九条とする改正規定（第百三十七条を改める部分に限る。）、第百三十四条を改め、同条を第百三十六条とする改正規定（第百三十四条を改める部分に限る。）及び第百二十三条を改め、同条を第百三十五条とする改正規定（第百二十三条を改める部分に限る。）並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条（前号に掲げる部分を除く。）の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和年度法令整備会議第二回 議題第三号関係議事要旨〕

ある条中の字句を改め、当該条を条移動する改正規定を施行期日等で引用する場合の特定について

(A条中「○○」を「△△」に改め、同条を第B条とする。)

(担当 駒井参事官)

○ 議事要旨

検証した(1)から(3)までの規定ぶりについては、出席者の多くの共通認識としては、読み手に誤解されない規定ぶり、すなわち、わかりやすさの観点から規定るべきではないかというものであつた。

具体的には、(1)については、「A条の改正規定」には、条移動は含まないという意見がある一方で、条移動も含むと考え(例の二)の「(「○○」を「△△」に改める部分に限る。)」又は(例の三)の「(同条をB条とする部分を除く。)」とすれば良いのではないかという意見に分かれた。(例の二)を規定することにより、具体的な改正内容がどの施行期日に該当するか読み手にとって明らかであるという利点があるという意見もあつた。一方で、(例の二)の規定だと、他にA条中の字句の改正があるのかないのか判然としないことから、(例の三)を採用して字句改正の全てが対象となつていることを明らかにした方がわかりやすいのではないかとの意見もあつた。

(2)については、これまでの用例も踏まえ、(例の三)の「A条をB条とする改正規定」と規定す

ることが、一番端的な表現であり、適當ではないかという意見が多かつた。一方で、（1）において（例の二）の「A条の改正規定（「○○」を「△△」に改める部分に限る。）」と規定するのであれば、（2）の場合には（例の二）の「A条の改正規定（同条をB条とする部分に限る。）」と規定することが整合性があるのでないかとの意見もあつた。

（3）については、（例の二）や（例の三）では改め文が長くなつてしまい、また改正規定を一つの塊として捉えるという考え方においては、（例の一）と規定することが適當ではないかとの考えも示されたが、条移動だけを指す改正規定（A条をB条とする改正規定）がある場合には、誤解がされないよう（例の二）又は（例の三）の規定ぶりとするのが適當ではないかとの意見が多かつた。